

有限会社アイフルケア指定(介護予防)福祉用具貸与運営規程

(事業の目的)

第 1 条

有限会社アイフルケア（以下「事業所」という）が行う指定(介護予防)福祉用具貸与事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、都道府県知事が認定した専門相談員講習会修了者）が、（要支援状態）要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)福祉用具貸与サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

- 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な指定(介護予防)福祉用具の選定の援助・取付け・調整などを行い、指定(介護予防)福祉用具を貸与する事により利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。
- 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 感染症の予防及びまん延防止に関して、別紙の指針のとおりとする。
- 虐待防止に関して、別紙の指針のとおりとする。

(事業所の名称等)

第 3 条

- 名称 有限会社アイフルケア
- 所在地 長崎県佐世保市稻荷町 31-8

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定(介護

予防)福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

2. 専門相談員 5名以上

専門相談員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な指定(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。

3. 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、8月13日から8月15日、12月31日から1月4日まで及び祝日を除く。
2. 営業時間 午前9時から午後7時までとする。

(指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

第6条

指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法は、次の通りとする。

1. ①指定(介護予防)福祉用具の貸与の提供に当たっては、身体の状況に応じて使用方法の指導、使用上の留意事項、故障時の対応などを使用者に適切に行う。
②指定(介護予防)福祉用具の提供に当たっては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する指定(介護予防)福祉用具の貸与を行う。
③提供する指定(介護予防)福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
2. 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める(介護予防)福祉用具貸与に関わる指定(介護予防)福祉用具の種目に基づいた別添カタログ掲載種目とする。

貸与種目

1.車椅子	7.手すり
2.車椅子付属品	8.スロープ
3.特殊寝台	9.歩行器
4.特殊寝台付属品	10.歩行補助杖
5.床ずれ予防用具	11.認知症老人徘徊感知器
6.体位変換機	12.移動用リフト 13.自動排泄処理装置

3. 指定(介護予防)福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表(カタログ)に

よるものとし、当該指定(介護予防)福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、その1割又は2割又は3割の額とする。

サービスが介護保険の適用を受けない場合又は、受けない部分については月額レンタル料の全額とする。

また、開始日によって以下の規定を設ける。

レンタル開始月の レンタル料	レンタル開始日が開始月の15日以前の場合・・月額レンタル料全額 レンタル開始日が開始月の16日以降の場合・・月額レンタル料の1/2相当
レンタル終了月の レンタル料	レンタル終了日が終了月の15日以前の場合・・月額レンタル料の1/2相当 レンタル終了日が終了月の16日以降の場合・・月額レンタル料全額
1ヶ月以内のレンタル料	レンタル期間が契約期間1ヶ月以内の場合のレンタル料・・月額レンタル料全額

ただし、中山間地域等に居住する利用者は利用日に関わらず月額レンタル料全額とする。

4.通常の事業の実施地域を越えて行う、指定(介護予防)福祉用具貸与に要した交通費並びに搬出入費は、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける事とする。そのうち、中山間地域等に居住する利用者に実施地域を越えてサービス提供した場合には、上記の交通費、搬出入費ではなく貸与開始日の属する月に、貸与費の3分の1を限度として加算する。

(緊急時等における対応方法)

第7条

事業所の専門相談員は、サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、佐世保市(離島を除く)、松浦市(離島を除く)、西海市(離島を除く)、北松浦郡(離島を除く)、東彼杵郡とする。

(衛生管理等)

第9条

- 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 常に清潔な指定(介護予防)福祉用具を貸与するため、回収した指定(介護予防)福祉用具を、種類・材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分して保管する。
- 消毒保管を外部事業者に委託する場合については、別添えの契約に従う。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条

事業所は、以下の条項に留意して事業を行う。

1.職員の研修

- ①採用時研修を入社一ヶ月以内に行う。
- ②継続研修を、年 2 回実施する。
- ③研修計画・指導要綱等に関し、従事者からの相談には管理者がこれに当たる。

2.守秘義務

- ①従業者は業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。
- ②従業者であったものは、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3.掲示及び目録の備え付け

- ①事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービスの選択に資するように務める。
- ②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う指定(介護予防)福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を会社に備え付ける。

4.正当な理由なく指定(介護予防)福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。

5.自社によるサービス提供が困難なときは、速やかに適当な他の指定(介護予防)福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。

6.要介護認定などの認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

7.利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

8.居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意志があるときは必要な援助を行う。

9.利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与サービスを提供する。

10. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者または家族から求められたときは、これを掲示するものとする。

11. 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

付則

1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、員数を変更し、平成 17 年 3 月 14 日から施行する。
1. この規程は、第 6 条 3 項に追記し、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

1. この規程は、第4条2項、第8条1項を変更し、平成19年11月27日から施行する。
1. この規程は、全条を変更した上で、福祉用具貸与事業と介護予防福祉用具貸与事業を兼ねた運営規程とし、平成19年12月17日から施行する。
1. この規程は、第10条1項に③を追記し、平成20年10月1日から施行する。
1. この規程は、第6条4項、第8条を変更し、平成21年4月1日から施行する。
1. この規程は、第6条3項に追記し、平成21年10月1日から施行する。
1. この規程は、第6条2項及び3項に追記し、平成27年4月1日から施行する。
1. この規程は、第6条項に追記し、平成30年8月1日から施行する。
1. この規程は、第2条項に4及び5項を追記し、令和7年12月20日から施行する。

